

## 2級リテールマーケティング（販売士）検定試験受験者への注意事項

本試験は、筆記試験（「小売業の類型」「マーチャンダイジング」「ストアオペレーション」「マーケティング」及び「販売・経営管理」の5科目）を行います。

筆記試験（全5科目）の全科目を受験しないと失格になります。ただし、次のいずれかに該当する者は、販売・経営管理科目が免除されます。

なお、受験を希望する者は販売・経営管理科目を受験しても差し支えありませんが、この場合、免除規定は適用されません。

(1) 販売・経営管理科目が免除される者

ア 前々回の検定試験実施後に所定の2級販売士養成講習会を修了し、販売・経営管理科目の予備試験に合格した者

イ 前々回の検定試験実施後に前記の指定2級販売士養成通信教育講座（スクーリングを含む）を修了した者

受験申込時において所定の申込書類のほか、別に定める受験料及び販売・経営管理科目免除者はその証明書等を提出してください。

集合時刻までに試験会場に入場するよう、時間厳守してください。

## 受験するときに持参、または着用するもの

- (1) 受験票
- (2) 黒鉛筆(硬度は HB 又は B)及び消しゴム
- (3) そろばん・電卓等の計算用具
- (4) 原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書(運転免許証、旅券(パスポート)、社員証、学生証)など  
※ ただし小学生以下の方は、必要ありません。  
※ 身分証明書をお持ちでない方は、受験地の商工会議所等にご相談してください。
- (5) マスク

試験場では、受験票の番号と同じ番号の席に着いてください。

試験場では、すべて試験委員の指示に従ってください。指示に従わない者あるいは不正行為を行った者は、退場させることがあります。

試験中は勝手な発言をしないでください。質問があるときは、試験開始前に手を挙げて試験委員に申し出てください。試験開始後の質問には応じません。

試験開始から 30 分間経過しないと退席は認めません。

## 解答記入上の注意

- (1) 筆記試験全般に共通する注意事項

次の注意に反したときは、無効とします。

- ア マークシート(答案用紙)にマークする際は、HB 又は B の硬度の鉛筆で所定の欄をはっきりと塗りつぶしてください(HB 又は B 以外の硬さの鉛筆、ボールペン、万年筆等の筆記用具を使用した場合は、無効となります)。
- イ 答を書き直す場合は、訂正する答を消残しのないよう消しゴムで消して、答をマークし直してください。
- ウ 一つの設問について、答をすべて同一記号(数字)の選択をした場合は、無効とします。例えば、すべて 1 あるいは 2、又は 1・2・3……などと順に選択した場合は、無効となります。
- エ 同一の問題について複数の答を選択した場合は、無効となります。
- オ 免除科目のある方は、免除科目には解答しないでください。免除科目を解答した場合は、採点対象となり、その科目の免除措置は摘要されませんので注意してください。

## 試験会場での感染防止

1. 試験当日、試験会場へ向かう前に検温を行い、発熱（37.5 度以上）や咳等の症状がある場合は、受験会場への来場をお控えください。
2. 下記に該当する場合は、受験をお断りする場合があります。
  - ① 発熱（37.5 度以上）や咳等の症状がある場合。
  - ② 過去 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合。
  - ③ 過去 2 週間以内に、同居している者に感染が疑われた場合。
  - ④ 過去 2 週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合。
3. 本人確認など試験委員が指示した場合を除き、試験会場および周辺地域では、マスクを着用してください。
4. 試験会場への入退出の際、入口で手指の消毒を行ってください。
5. 他者との接触、会話は極力お控えください。
6. 試験教室内の換気を目的に、試験中に窓や扉の開放等を行うことがあります。それに伴う音等の影響について予めご了承くださいますと共に、寒暖調整ができる服装でお越しください。
7. 試験会場で調子が悪くなった場合は、必ず試験係員にお申し出ください。
8. 発熱や咳等の症状が見受けられる等体調不良の状況にあると試験委員が判断した場合、試験途中であっても受験をお断りする場合があります。
9. 受験者のなかで感染者が判明した場合は、受験申込時にいただいた個人情報を必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があります。

合格者として認定を受けた者(以下「販売士」という)には、認定証(カード型)、合格証書を交付します。なお、希望者には有料で合格章(バッジ)を交付しますので、希望される場合は、受験した商工会議所に申し出てください。

認定証等は、合格後 5 年を経て資格の有効期間を更新する際に必要となりますので、大切に保管してください。

また、氏名、自宅住所等連絡先に変更があった場合は、受験した商工会議所または最寄りの商工会議所に必ず届け出てください(届出のない場合は、資格の管理ができません)。

合格証書を紛失又は破損した場合は、再発行しません。その場合は、希望により合格証明書を発給しますので、受験した商工会議所または最寄りの商工会議所に申し出てください。

また、認定証を紛失又は破損した場合は、希望により有料（3,100 円（税込））で再発行しますので、日本商工会議所事業部に申し出てください。